

# 愛媛県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ愛媛 法人後見運営規程

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第4条第8項から第11項に基づき、本会が実施する事業の運営に関して必要な事項を定める。

## (業務内容)

第2条 本事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 法人による成年後見人・保佐人・補助人の業務
- (2) 法人による成年後見監人・保佐監督人・補助監督人の業務
- (3) 法人による任意後見監督人の業務
- (4) 法人による未成年後見人の業務
- (5) 法人による未成年後見監督人の業務
- (6) 前各号の事業に関する相談等の支援業務
- (7) その他、当会が必要と認めた業務

## (利用者)

第3条 本事業の利用者は、その状況を総合的に勘案し、社会的な支援として本事業の適用が適当と認める者とする。

## (機関)

第4条 本事業の実施機関は、次のとおりとする。

- (1) 理事会及び会長
- (2) ぱあとなあ運営委員会
- (3) 子ども家庭支援委員会運営委員会
- (4) 内部監査委員会
- (5) 事務局

2 本事業事務の主管は、本会事務局とする。

## (受任)

第5条 法人後見の受任は、成年後見はぱあとなあ運営委員会、法人未成年後見は子ども家庭支援委員会運営委員会で協議のうえ理事会で承認を諮り会長が決定する。

## (協力会員)

第6条 第2条第1項第1号から同第3号の事務は、権利擁護センターぱあとなあ愛媛の名簿登録者、第2条第1項第4号及び第5号は、法人未成年後見協力会員（以下「協力会員」という。）養成研修の修了者名簿に登録された会員が実施することとする。

(任命)

第7条 協力会員は、各運営委員会の推薦にもとづき、会長が任命する。

2 原則として複数の協力会員を任命するなどして対応するものとし、その場合は主担当者定める。

(委嘱状の発行)

第8条 会長は、協力会員を任命するときは委嘱状を発行する。

2 協力会員は、後見事務を行う際は委嘱状を携行し関係機関に提示するなど円滑な遂行を可能とする。様式、記載項目は別に定める。

(辞任)

第9条 協力会員は、会長に対し辞任を申し出ることができる。

2 会長は、辞任を正当な理由と判断した場合は、了承し通知する。

(解任)

第10条 会長は、不適切な事務執行の報告を受けた場合は、ぱあとなあ運営委員会又は内部監査委員会からの審議結果の報告に基づき、協力会員を解任することができる。

(後任の任命)

第11条 会長は、協力会員の辞任を了承したとき及び解任したときは、速やかに後任を任命する。

(コンプライアンス)

第12条 本会及び協力会員は、本事業を遂行するにあたり身上配慮義務等民法に規定する成年後見人等の事務を忠実に履行するとともに、関連法令及び日本社会福祉士会の倫理綱領並びに行動規範を遵守するものとする。

(事務処理権限の明確化)

第13条 本事業の運営を適正かつ円滑に行うために、理事会、ぱあとなあ運営委員会、子ども家庭支援委員会運営委員会、協力会員及び事務局の権限と事務分掌を別に定める。

2 理事会、ぱあとなあ運営委員会、子ども家庭支援委員会運営委員会、協力会員及び事務局は相互に連携を図り、適切な事務執行にあたるものとする。

(財産管理等の個別事項)

第14条 次の各号に該当する財産管理等事務執行の方法、取り扱いは別に定める。

- (1) 預貯金通帳や重要書類の保管方法に関すること
- (2) 預金の払戻しや支払いの手順及び現金の取り扱いに関すること
- (3) 印鑑（法人実印、銀行届出印）等の使用に関すること
- (4) 記録の整備と保管に関すること

- (5) 文書の扱いに関する事
- (6) 経費及び費用弁償の取り扱いに関する事
- (7) その他必要な事項

(緊急時の対応)

第15条 協力会員の事故等不測の事態が発生した場合は、ぱあとなあ運営委員会及び子ども家庭支援委員会運営委員会で対応する。

(業務報告書)

第16条 協力会員は、6か月に1回、様式5に基づく業務報告書を会長に提出する。

- 2 会長は、協力会員の業務内容を把握するとともに、必要な決定、指示、指導・助言を行う。
- 3 会長は、定期又は必要に応じて、内部監査委員会に報告し、監査又は指導・助言を求める。

(報酬申立)

第17条 本会は、法人後見及び法人未成年後見関係業務開始後1年に1回、所定の時期に報酬付与審判の申立てを行う。

(協力会員への支弁)

第18条 本会は、協力会員に支弁する報酬について支弁基準を別表2に基づき、当該後見業務内容等を精査したうえで支弁額を決定する。

(日本社会福祉士会への報告)

第19条 本会は、次に掲げる報告を日本社会福祉士会に行うものとする。

- (1) 法人後見等の開始時。
- (2) 法人後見等の活動報告(年1回、各年度の2月1日から同月末日までの間に行う)

(個人情報保護)

第20条 本会は、本事業に関わる個人情報の保護について細心の注意義務を負う。

- 2 協力会員は、本事業の実施により知り得た利用者等に関する情報を第三者に漏洩してはならない。なお、協力会員の業務が終了した後も同様とする。

(改廃)

第21条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。